

【消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

| 番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|------|---|--|------------------|
| No.1 | <p>○ 「講習の実施に関する計画の適性かつ確実な実施に必要な経理的および技術的な基礎を有すること」ができれば、講習料金の価格設定は自由ですか。例えば収支を合わせられるのであれば500円で講習を提供してもよいのでしょうか？</p> <p>○ 防火管理者講習については消防法施行規則第1条の4第3項にて講習の業務を行う者の条件に該当する者が規定されていますが、第33条の17の2については準用せずに防火管理経験や予防業務への従事経験が無い者が講習業務を行えるという解釈で宜しいでしょうか。</p> <p>○ 講習動画と全く同じ動画をYouTubeに公開しても抵触しませんか？また、講習資料の内容を誰でも見られるようにWebサイトで公開してもいいですか？</p> | <p>○ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の11第1項の規定に基づき、消防設備士講習の手数料は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の8において7,000円と定められています。</p> <p>○ 改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第33条の17の2第3項第1号では「職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」を指定の要件としております。職員の業務経験や資格等について一律の基準は設けておりませんが、講習の適正かつ確実な実施のためには、一定の業務経験や資格を有する職員が必要になると考えております。</p> <p>○ 講習動画や講習資料の内容を、Webサイト等で無料で公開することは、想定しておりませんが、講習の適正かつ確実な実施の妨げにならない限り、一律に禁じるものではありません。なお、無料で公開された動画や資料を視聴・閲覧するだけでは、消防設備士講習の受講と認められないこ</p> | 有 |

- 講習で用いるテキストについて、オンライン講習の場合は PDF を配布してもいいですか？
- 防火管理者講習と異なり、オンラインのみで実地の講習は提供しない運用で宜しいでしょうか。
- 「指定講習機関の指定は、講習を行おうとする法人の申請により行う。」とありますが、一般財団法人日本消防設備安全センター以外でも、講習を行おうとする法人の申請が条件を満たしていれば指定講習機関になれるのでしょうか？
- 講習終了後 30 分間程度の効果測定は、何点でも課程を修了した者となるのでしょうか？また、つまり講習科目 4 つをまとめた効果測定がスタンダードになる想定でしょうか？
- 「修了証」のフォーマットは、これから規定されるのでしょうか？それとも自由でしょうか？また、電子署名した PDF を発行することで足りるでしょうか？その他、配布方法について具体例あればお教え頂きたいです。

とにご留意ください。

- お見込みのとおりです。
- 改正後の規則第 33 条の 17 の 2 第 3 項第 4 号に規定しているとおり、オンラインのみで講習を行うことができます。
なお、防火管理に関する講習の登録講習機関についても同様です。
- 一般財団法人日本消防設備安全センターが申請するか否かは承知しておりませんが、複数の法人から指定講習機関についての申請があった場合は、それぞれ指定要件を満たすか否かを審査します。
- 今回の改正は、講習科目ごとに効果測定を実施することが可能である旨を明確化したものです。効果測定による修了の判定は、「「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件」の運用について」（平成 16 年 9 月 29 日消防予第 184 号）を踏まえて、各講習実施主体において適正に運用することとされています。
- 「消防設備士講習のオンライン化の推進について」（令和 5 年 3 月 22 日消防予第 184 号）で示した「消防設備士講習のオンライン化に係るガイドライン」において修了証の例を示しておりますが、御意見を踏まえ、修了証の様式

| | | | |
|------|---|--|---|
| | <p>○ 講習を実施する日時（サービス提供可能な日次）がオンラインの場合は 24 時間 365 日サービス提供が可能なので、常に実施している旨を各都道府県および市町村のホームページにて公示し続けて頂くことでよろしいでしょうか。</p> | <p>を平成 16 年消防庁告示第 25 号に定めることとしました。また、修了証の発行方法については、電子署名した PDF をメール等で送付する方法や講習システムから修了証をダウンロードする方法等が考えられます。</p> <p>○ 指定講習機関が行う講習を実施する日時等の公示は、指定講習機関が行うこととなります。指定講習機関が行う御意見のようなオンライン講習の公示は、指定講習機関のホームページで講習動画の提供時間等を掲載する方法が考えられます。</p> | |
| No.2 | <p>○ 消防設備士免状は消防法第 17 条の 13 でその業務に従事するときは携帯しなければならないですが、消防設備士講習の受講状況が今後裏面に記載ではなく、修了証を発行されることになった場合について、修了証の大きさの規程がないと思われます。もし A4 サイズ等であれば携帯に不便であり、携帯していない場合、消防法 17 条の 10 に適合しているかの判断が困難となる可能性があります。</p> <p>修了証も併せて携帯しやすいよう、修了証は消防法施行規則別記様式第 1 号の 3 と同じサイズとするように規定してください。</p> | <p>○ 講習修了証明は、対面講習においては、従来どおり、講習後に消防設備士免状にその旨が記載されることとなります。オンライン講習においては、「消防設備士講習のオンライン化に係るガイドライン」において修了証の例を示しておりますが、御意見を踏まえ、修了証のサイズを含めた様式を平成 16 年消防庁告示第 25 号に定めることとしました。</p> | 有 |

○意見提出者数：2件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしております。